

# 登園許可証明書

円融寺幼稚園 御中

園児名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病 名 \_\_\_\_\_

発病月日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

通園に支障が無いものと認め、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園可。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

診療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

※ご診察下さいました先生、よろしくお申し上げます。  
自署または押印をお願いします。

## 伝染病と出席停止について

円融寺幼稚園

園生活は、幼児の集団生活の場ですから、伝染病については、特に配慮が必要です。下記のような伝染病にかかったら、他の子どもに、迷惑をかけることとなりますので、出席停止となります。医師の登園許可認定を受ける前に登園させないで下さい。

(学校保険法施行規則第19条及び20条)平成19年12月26日施行  
登園するときは、医師の証明書が必要です。この証明書は、医師の診断書でも結構ですし『登園許可証明書』を用いてもさしつかえありません。  
尚、出席停止の場合は、欠席日数としません。

### 学校伝染病の出席停止基準

種	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱／クリミア・コンゴ出血熱／ペスト／マールブルグ病／ラッサ熱／急性灰白髄炎／ジフテリア／重症急性呼吸器症候群／鳥インフルエンザ(H5N1)／新型インフルエンザ感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)／百日咳／麻疹／流行性耳下腺炎／風疹／水痘／咽頭結膜熱／結核／髄膜炎菌性髄膜炎	結核を除く裏面の期間 但し、病状により医師が伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。
第3種	コレラ／細菌性赤痢／腸管出血性大腸菌感染症／腸チフス／パラチフス／流行性角結膜炎／急性出血性結膜炎	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで。 (第2種結核を含む)
	その他の伝染病(裏面参照)	条件により医師の判断で出席停止の措置必要

## 学校伝染病(第2種)の出席停止基準

病名	潜伏期間	学校保健法の出席停止期間(第2種)
インフルエンザ	1～2日	発症した後5日を経過し、解熱後2～3日を経過するまで 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。
百日咳	6～15日	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	10～12日	解熱後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎	14～24日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	13～21日	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	11～20日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	5～6日	発熱、咽頭炎、結膜炎など主要症状が消退後2日を経過するまで
結核	不特定	医師等において伝染のおそれ無いと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	不特定	病状により医師等が感染のおそれが無いと認めるまで

※上記出席停止期間の基準にかかわらず、主治医において、伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。

## ◎その他の感染症 登園許可の目安

流行性角結膜炎(はやり目)	目の充血が消え目やみがなくなるまで(眼科医の許可必要)
出血性結膜炎	目の充血が消えるまで(眼科医の許可必要)
腸官出血性大腸菌感染症(O-157など)	全身の症状が快復し主治医の許可が出るまで。
溶血性レンサ球菌咽頭炎	発熱発疹イチゴ舌の症状がなくなり通常食が取れるようになるまで
流行性嘔吐下痢症	嘔吐、下痢が治り、体力が快復するまで。
マイコプラズマ感染症	咳が無くなるまで。
ヘルパンギーナ	口の中の水疱が治り、通常食がとれるようになるまで。
手足口病	口の中の水疱が治り、通常食がとれるようになるまで。
伝染性紅斑(リンゴ病)	体力が快復するまで。
伝染性膿痂疹(とびひ)	広い範囲の水ぶくれ、びらんが軽快するまで。

※その他の感染症に罹患した場合の登園については、主治医の指示に従って下さい。